

警察情報管理システムの運営に関する訓令

平成23年5月24日
本部訓令第11号

警察本部
警察学校
各警察署

改正 令和2年12月21日本部訓令第17号

警察情報管理システムの運用管理に関する訓令を次のように定める。

警察情報管理システムの運営に関する訓令

青森県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成13年3月青森県警察本部訓令第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、青森県警察における警察情報管理システムの設計並びに運用及び維持管理に関する基本的事項を定め、もって警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、対象業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察庁情報管理システム 警察庁が設置する情報システム及びこれと端末接続するため青森県警察が設置する端末装置であって、警察庁が管理することが必要と認める文書を広域的に作成又は利用するためのものをいう。
- (2) 青森県警察情報管理システム 青森県警察が設置する情報システムであって、警察庁情報管理システムに電子計算機接続するシステム及び青森県警察本部長（以下「本部長」という。）が特に管理することが必要と認める文書を作成又は利用するためのものをいう。
- (3) 警察情報管理システム 警察庁情報管理システム及び青森県警察情報管理システムをいう。
- (4) 電子計算機接続 青森県警察が設置するサーバ又はメインフレームと、青森県警察又は警察庁その他の関係機関が設置するサーバ又はメインフレームとを接続することをいう。
- (5) 端末接続 青森県警察が設置する端末装置と、青森県警察又は警察庁その他の関係機関が設置するサーバ又はメインフレームとを接続することをいう。
- (6) 対象業務 警察情報管理システムを利用して行う情報の利用及び管理に係る業務をいう。

（基本理念）

第3条 青森県警察は、関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、警察情報管理システムの運営を行うものとする。特に、行政運営の簡素化及び効率化に資するよう情報通信技術の活用が推進されている昨今の情勢を踏まえ、警察においても一層事務能率を増進し、警察業務の効率化及び高度化を実現するため、警察各部門の業務について警察情報管理システムの活用を図るとともに、当該システムの有効性の向上に努めるものとする。あわせて、警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、対象業務を適正かつ円滑に実施するため、警察情報管理システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、警察情報管理システムの安全性を確保するものとする。

（システム総括責任者）

第4条 青森県警察にシステム総括責任者を置き、総務室長をもって充てる。

2 システム総括責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 警察情報管理システムのうち、青森県警察が設置する端末装置の設計及び維持管理に関する事務の総括に関すること。
- (2) 青森県警察情報管理システムの設計、運用及び維持管理に関する事務の総括に関すること。

（運用主管課長）

第5条 対象業務を主管する青森県警察本部の所属の長（以下「運用主管課長」という。）は、次に

掲げる事務を行う。

- (1) 所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。
 - (2) 所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。
 - (3) その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。
- (システム設計に係る留意事項)

第6条 システム総括責任者及び運用主管課長（以下「システム総括責任者等」という。）は、警察情報管理システムの設計に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 情報処理の正確性及び適時性の確保
 - (2) 障害時の復旧対策、アクセス統制等によるシステムの安全性の確保
 - (3) 関連業務間におけるデータ、機能等の整合性の確保
- (警察情報システムの運用及び維持管理)

第7条 システム総括責任者等は、警察情報管理システムの運用及び維持管理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) システムの適正な利用の確保
 - (2) システムに係る情報の厳格な取扱いの確保
 - (3) 附帯する電源設備等を含めたシステムの適切な維持管理
 - (4) 事故発生時に執るべき措置の策定及び当該措置の関係職員への周知
- (教養)

第8条 システム総括責任者等は、関係警察職員に対して、警察情報管理システムによる処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行うものとする。

(情報管理業務監査)

第9条 本部長は、警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、システム総括責任者等に情報管理業務監査を行わせるものとする。

2 前項に規定する情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(細目事項)

第10条 この訓令に定めるもののほか、警察情報管理システムの設計並びに運用及び維持管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に運用している対象業務は、この訓令の規定による手続きを経たものとみなす。

附 則（令和2年12月21日本部訓令第17号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。
(青森県警察通信指令業務運用規程の一部改正)
- 2 青森県警察通信指令業務運用規程（平成8年5月青森県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)